

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和8年5月27日

多摩市議会議員 あらたに隆見

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

1. 公共施設・インフラの更新とDXの推進について

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年5月27日	No.6
	午前9時36分	

## 項目別質問内容

<p>1. 公共施設・インフラの更新とDXの推進について</p> <p>多摩市はニュータウン開発で急激に人口が増え、同時に数多くの公共施設や道路・橋りょう・下水道等のインフラが整備されました。</p> <p>初期入居から50年以上が経過し、ニュータウン地域最初の小学校であった我が母校の南永山小学校は現在、跡形もなく荒地となっています。廃校後、建物の手入れをしてこなかったことで、50年を待たずして使用が出来ないほど危険な状況になり、解体を余儀なくされました。</p> <p>現在作成中のアセットマネジメント計画がもっと早くできていれば、コミセンのないこの地域に、別な形で現在もKITAKAIさんぽ館のような有効活用ができたかもしれません。</p> <p>これから公共施設やインフラの更新が数多く行われる多摩市に於いて、このアセットマネジメント計画は財政面も含め将来に大きな影響がある大切な計画と思っており、大いに期待しているところであります。</p> <p>昨年、12月議会で今後の公共施設の取組について取り上げさせていただきました。</p> <p>その時点で、3月に発表予定のアセットマネジメント計画が半年間、延期されることになり、本計画についてはあまりお聞きすることができませんでした。</p> <p>今回は、いよいよ発表間近になったアセットマネジメント計画の考え方や進め方、また、公共施設やインフラの維持管理にデジタル技術をどのように取り入れていくのか伺いたいと思います。</p>
<p>(1) 行政サービスのあり方が変わりDXが進む中で、これから公共施設に求められる役割について、どのようなことが必要と思っているのか市長の見解を伺います。</p>
<p>(2) 従来公共施設を設置する際には、施設ごとの設置目的があり、その目的達成のために条例も定めています。アセットマネジメント計画案では今後の公共施設の更新にあたり、場のシェアや再編が盛り込まれていますが、設置時に定めた条例をどのように整理されていくのか基本的小お考えを伺います。</p>
<p>(3) アセットマネジメント計画案のなかで、ミライを実現するための手法として、「場のシェア」、「民間施設の活用と多様な主体との連携」、「再編・再整備」、「財源確保」があげられています。根本的に公共施設やインフラを安全に、長く、無駄なく使うための手法として事後保全ではなく予防保全が必要ですが、予防保全の効果と課題をどのよう</p>



# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和8年5月27日

多摩市議会議員 伊集院 さとし

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 多摩市の通学路におけるカーブミラーの調整と新設について
- 2 有料指定ごみ袋の確保と今後の価格について

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年5月27日	No. 7
	午前11時37分	

## 項目別質問内容

<p>1 多摩市の通学路におけるカーブミラーの調整と新設について</p> <p>多摩市内において、通学路、生活道路を中心とした各所に交通安全のために配置されているカーブミラーは、設置時期において安全が確保できる角度高さに設置されていると思います、本来安全を確保するために設置されたものが、時代により安全を確保しにくくなってきていると、地域の方よりいくつかご意見をいただきましたので質問させていただきます。</p> <p>(1) 市内に設置されたカーブミラーの設置後に、交通量の変動や、子供たちの平均身長の変化等により、過去に設置されたカーブミラーでは視認しにくくなっている箇所が発生しているかと思いますが、カーブミラーの角度や高さの改修が行われているか、また改修がおこなわれているのであればその基準をお伺いいたします。</p> <p>(2) これまで設置されていなかった道路においても交通量の変動により設置の必要となる箇所があるかと思いますが、併せて今後のカーブミラー新設予定計画と設置基準についてお伺いいたします。</p>
<p>2 有料指定ごみ袋の確保と今後の価格について</p> <p>イラン情勢のなか、石油由来製品の高騰が続く中、他市では市長が市指定有料ごみ袋の大量購入の自粛を呼びかける等の事態が起きています。地域のかたより、多摩市内においても有料ごみ袋が足りなくなってしまうのではないかとのご意見をいただき、現在の生産量と今後の生産予定、そして今後価格への転嫁が行われるのであればその計画をお伺いいたします。</p>

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和8年5月27日

多摩市議会議員 さとう みずほ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 子どもの養育環境を守るためのDV・虐待からの逃避家庭への支援について
- 2 住民票の閲覧制限等の支援措置を利用している方々への支援の確実な提供について

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年5月27日	No. 8
	午前11時58分	

## 1 子どもの養育環境を守るためのDV・虐待からの逃避家庭への支援について

近年、日本における離婚件数は高い水準で推移しており、現在では婚姻の約3組に1組が離婚すると言われていています。そのうち、子どものいる世帯は約6割を占めており、多くの子どもたちが成長過程の中で家庭環境の大きな変化を経験しています。

しかし、この状況は単純に家庭環境の悪化のみを意味するものではありません。背景には、女性の社会進出や就労機会の拡大により、女性が結婚関係に依存せず生活できる社会へ変化してきたこともあります。その意味では、困難な家庭環境から離れる選択が可能となった側面もあり、一概に否定的に捉えるべきものではありません。

一方で、近年では、面前DVや威圧的な言動など、子どもに精神的負荷を与える行為についても虐待として認識されるようになってきています。児童相談所等においても啓発が行われていますが、こうした認識が十分に浸透しておらず、本人に自覚のないまま虐待やDVが行われている場合や、夫婦間で認識に差が生じている場合もあります。

そのような中、子どもを守るため、やむを得ず別居や避難を選択する家庭も存在しており、児童相談所等から、子どもの安全確保の観点から別居を勧められるケースもあります。

そこで伺います。

(1) 面前DVや精神的虐待について、市としてどのような認識で対応しているか伺います。また、DVからの避難が、子どもの養育環境を守るための行動であるという認識を庁内で共有しているか伺います。

(2) 児童相談所等から、面前DVや精神的虐待の環境から子どもを避難させるため、別居を勧められるケースについて、市はどのように認識しているか伺います。また、そのような家庭に対し、現在どのような支援を行っているのか伺います。

(3) 精神的DVや精神的虐待については、外部から把握しづらく、身体的暴力のように明確な証拠が残りにくい特性がありますが、市は、どのような観点や基準で状況を把握し、支援の必要性を判断しているのか伺います。

(4) DVや虐待から逃れてきた親子にとっての保育所や学童への入所ニーズについて、市としてどのような認識で相談対応を行っているのか伺います。

(5) DV・虐待被害者の中には、緊急的に身ひとつで避難してくるケースもあり、避難直後には住居、保育、就労、経済支援、子どもの転校等、複数の課題を同時に抱えることとなります。そのような中、分野横断的に支援につなぐワ

ンストップ支援体制が必要であると考えますが、市の見解と、現在どのような庁内連携体制を取っているのか伺います。

(6) DV・虐待から避難してきた家庭については、戸籍上・住民票上の世帯とは異なる生活状況に置かれている場合が多くあります。こうした家庭状況について市はどのように認識しているのか、また、生活実態に即した形で支援対象として取り扱う考えがあるのか、市の姿勢を伺います。

## 2 住民票の閲覧制限等の支援措置を利用している方々への支援の確実な提供について

近年の物価高騰は長期化しており、食料品や日用品、光熱費など、生活に欠かすことのできないあらゆるものの価格上昇が続いています。

また、物価高騰は、もともと生活基盤に余裕のない家庭ほど深刻な影響を受けやすく、「これ以上何を削ればよいのか分からない」という切実な声も聞かれています。日々の暮らしそのものに強い不安を抱えながら生活している家庭も少なくありません。そのため、国や東京都、多摩市においても、商品券配布や給付金支給など、様々な物価高騰対策が実施されてきました。

そのような中、最近実施されたギフトカード配布事業においては、住民票を異動できていないものの、多摩市内に避難して生活している方々に対しても支援が届くよう、申請方法をたま広報で案内する対応が取られました。これは、実際の生活実態に即して支援を届けようとするものであり、市民ニーズにかなった重要な対応であったと考えます。

一方で、住民票を異動した後も、DVや虐待等から逃れるため、住民票の閲覧制限等の支援措置を利用している方々がいます。そのような方々は、生活基盤が不安定な状況に置かれている場合も多く、本来、支援を確実に届ける必要性が高い立場にあります。

そこで伺います。

(1) 住民票の閲覧制限等の支援措置について、多摩市では現在どのような方々が対象となっていますか。また、市はその方々の生活実態や支援ニーズについてどのように認識していますか。

(2) 支援措置利用者に対し、住所情報を秘匿しながら各種給付や支援を届けるにあたり、現在どのような庁内連携や対応を行っていますか。また、その中でどのような課題があると認識していますか。

(3) 支援措置利用者については、市として対象者を把握している以上、本人が制度を探して申請しなければならない形ではなく、通常の市民と同様に、可能な限り確実かつ自然に支援が届く仕組みを整えるべきであると考えますが、市の見解を伺います。

**資料要求欄**（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 過去5年間における、保育所または学童クラブの入所相談のうち、両親双方の要件書類（就労証明等）の提出が困難である旨の相談家庭数の年度別件数。また、そのうちDV・虐待等を理由とする相談家庭数。
- ② 過去5年間における、保育所入所要件として「DV・虐待」に該当するとして受理した申請件数の年度別件数。また、その際、加害者側保護者について、どのような入所要件区分（就労、就学、疾病等）で取り扱われたかが分かる資料。
- ③ 過去5年間における、住民票の閲覧制限等の支援措置の申請件数及び対象者数の年度別推移。
- ④ 現在、多摩市において住民票の閲覧制限等の支援措置を利用している世帯数及び、そのうち子どもがいる世帯数。
- ⑤ 2025年度に実施された市内小中学生向け「書店利用券」配布事業について、支援措置利用世帯に属する対象児童・生徒数及び、実際に配布に至った児童・生徒数が分かる資料。

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和8年5月27日

多摩市議会議員 石山 ひろあき

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 今後、自治会活動を持続可能にしていくために
- 2 聖蹟桜ヶ丘について

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年5月27日	No.9
	午前0時48分	

## 項目別質問内容

<p>1 今後、自治会活動を持続可能にしていくために</p> <p>現在、少子高齢化に歯止めがかからない状況の中で、多摩市は聖蹟桜ヶ丘の大型マンションの建設を始め、多くの方が多摩市に転入されました。</p> <p>令和4年から令和7年10月までに多摩市に転入された方の町丁目別人口推移を見ると本市に転入が目立った、関戸・愛宕・鶴牧地区を合わせると約3000人の方が多摩市に移り住みました。多摩市全体では他の自治体に転出する方や亡くなった方などを差し引きすると約600人の増加になります。</p> <p>人口が増加しているから住みやすい街と本当に言えるのか。</p> <p>人口が増加しているから移り住みたい街だと本当に思ってもらえるのか。</p> <p>住みやすい・移り住みたい街とは、人口増加とともに市内全体の各地域が活性化し、多摩市に住む市民が安心・安全に充実した毎日を過ごすことができる街だと考えます。</p> <p>地震や大型台風などの災害時、いかなる場合においても共助ができる顔が見える地域作りは、日頃からの地域での取り組みと連携が大切で、その中でも自治会活動の役割は非常に重要だと思います。</p> <p>多摩市において、自治会の現状に目を向けて見ると他の自治体同様に自治会加入者は年々減少傾向にあります。</p> <p>自治会活動に対する参加者の減少や、役員のなり手不足、高齢化など課題があるのも事実で、多摩市に転入し、住みやすい街だと感じ、住み続けたい街だと思ってもらうためにも、これらの課題を解決し、自治会活動を持続可能にしていくことが重要です。以下、質問いたします。</p> <p>(1) 自治会活動に対する参加者の減少や、役員のなり手不足、高齢化など課題解決に向け、どのような取り組みをされているのか伺います。</p> <p>(2) 今後、若い世代が自治会へ加入していくための取り組みについてお聞きします。</p> <p>(3) 現在、協創サポーターがコミュニティセンターの行事などに参加しています。今後、協創サポーターが自治会活動に関わっていくお考えがあるのか伺います。</p> <p>(4) 自治会活動の中では集会所の役割は非常に重要で、なくてはならないものですが、自治会活動以外でどのような市民活動で活用されているのか伺います。</p>
<p>2 聖蹟桜ヶ丘について</p> <p>冒頭でも申し上げましたが、聖蹟桜ヶ丘駅周辺では大型マンションなどの建設により多くの方が駅周辺に転入され、街の状況の変化や土地活用について、いくつか質問いたします。</p> <p>(1) 本市への転入による人口増加は地元商店会をはじめ駅前商業施設として</p>

## 項目別質問内容

も大変喜ばしいことですが、人口増加により車や自転車の交通量も増え、今まで危険箇所でなかった場所も危険な場所になることもあり、多摩第一小学校や多摩中学校の保護者から通学路の改善・変更について要望をいただいております。現在市では地域の方の声をどのように聞き取りし対策しているのか伺います。

(2) 以前、一般質問でお聞きした多摩中学校テニスコート裏の旧関戸簡易耐火住宅跡地の今後の活用について伺います。

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2026年5月25日

多摩市議会議員 小林 憲一

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 関戸3丁目、連光寺1・3・6丁目、聖ヶ丘5丁目など「交通不便地域」に地域公共交通の恩恵を
- 2 聖蹟桜ヶ丘駅周辺などの地域の保育所・学童クラブの待機児問題をどうとらえ、どう打開の道を探るか
- 3 統一協会の「研修施設建設計画」白紙撤回の詰めの一手を

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年5月25日	No. 1 1
	午前9時8分	

1. 関戸3丁目、連光寺1・3・6丁目、聖ヶ丘5丁目など「交通不便地域」に地域公共交通の恩恵を

多摩市では、ミニバスの運行を含めた地域公共交通の充実に向けて改革がすすめられてきました。そして、そのいわば集大成として、2018年度と19年度の2ヵ年かけて「地域公共交通再編実施計画」が策定され、これに基づいて2020年度からこれを実行に移すための「交通社会実験」が実施される予定でした。

しかし、コロナ禍で実施を断念せざるを得ず、2020年度、21年度、22年度と、実験は延期され、最終的に「社会実験」そのものを断念せざるをえなくなりました。同時に、コロナ禍での乗降客の需要等の変化、これに関わった交通事業者の経営状況の変化、さらには運転手さん等の不足などの状況が顕在化し、社会実験の前提となる「地域公共交通再編実施計画」も見直しせざるを得なくなり、後継の「多摩市交通マスタープラン」が今年3月に策定されました。

私は、ミニバスを含めた地域公共交通の充実については何度か、一般質問等で取り上げ、特に「地域公共交通再編実施計画」に関わっては、2019年6月議会、20年12月議会、23年3月議会で断続的に取り上げてきました。そしてそのなかで、私が指摘し市の担当部局も共通の認識になっていたのは、「超高齢社会の出現で、市内でもさまざまな地域で高齢者や障がい者など歩行が不自由で、なおかつ自家用車等のない方にとっては、移動自体の困難がますますその度を強めている」ということではなかったかと受け止めています。

4月の市議会議員補欠選挙で私たち日本共産党は、選挙戦の1つの重要なテーマとして、路線バスやミニバスの減便が市民生活に重大な影響を来していることを取り上げ、バス会社など交通事業者だけに任せるのではなく、市も含めた行政＝公の責任で充実させるべきであることを訴えました。今回の質問では、便数はおろか交通手段のない「交通不便地域」に再々度、スポットを当てて、このことが「多摩市交通マスタープラン」でどのように解決されるのか？ あるいは解決されないのか？ 議論していきたいと思っています。「多摩市交通マスタープラン」では、冒頭の「はじめに」という市長のあいさつのなかで、太字で「どこに暮らしていても 子どもから高齢者まで 安心・安全に どこへでも快適に移動できる」ことを謳っていますが、いまのままで、このことが文字通り「絵に画いた餅」になってしまうのではないかと、私はたいへん危惧しています。

これまでも「交通不便地域」の3類型を取り上げ、なおかつ具体的な「交通不便地域」として関戸3丁目、連光寺1丁目・3丁目の丘陵地域、連光寺

6丁目などを取り上げ、それぞれの地域での課題、解決方法について議論してきましたので、これらもふまえて、以下、具体的に質問します。

(1)「超高齢社会の出現」の下での「移動の自由」の保障に、「多摩市交通マスタープラン」は、どのように応えているのか、お答えください。

(2)従来は、「交通不便地域」として3類型（バス停からの高低差が10メートル以上ある地域、バス停から300メートル以上離れた地域、鉄道の駅から500メートル以上離れた地域）が挙げられていましたが、新しい「交通マスタープラン」では、新たに、「バス停からの高低差が10メートル以上ある」地域が「公共交通不便地域」、そして「バス停から300メートル以上離れた」地域と、「鉄道の駅から500メートル以上離れた」地域が、「公共交通空白地域」と定義づけられています。

以上の「公共交通不便地域」と「公共交通空白地域」の定義に即して、以下に上げる市内地域ごとの「移動の自由」に関わるそれぞれの課題について、認識をお答えください。

- ①関戸3丁目地域
- ②連光寺1丁目・3丁目の丘陵地域
- ③連光寺6丁目地域
- ④聖ヶ丘5丁目地域

(3)ニュータウン区域において、団地等集合住宅から路線バスのバス停との行き帰りの「移動の自由」の保障に関わっての課題について、認識をお答えください。

(4)これまでの地域公共交通の充実に関わる経費、特に「地域密着型交通運行事業費等補助金」の位置づけ、内容、規模等について、これまでの経過、今後の方向性等について、お答えください。

(5)地域公共交通の充実について、市としてどのように責任をもっているか、お答えください。また同様に、国や東京都がどのように責任を持つべきと考えているのか、お答えください。

2. 聖蹟桜ヶ丘駅周辺などの地域の保育所・学童クラブの待機児問題をどうとらえ、どう打開の道を探るか？

保育所・学童クラブの待機児童については、この10年ほどの間の新設があり、また少子化の進行もあり、市内全体としては大きく改善されてきたと言っていいと思います。しかしながら、地域的に見ると、たとえば聖蹟桜ヶ丘駅周辺の関戸・一ノ宮・連光寺等の地域においては、残念ながら、保育所・学童クラブとも待機児童が多く発生している状況です。この状況について市側の対応の基本は、「認可保育園や学童クラブの新設は考えていない」というものですが、児童の保護者等当事者の状況は、たいへん深刻なものと、私は受け止めています。

そこであらためて、この問題の現状認識、解決策について、以下、うかがいます。

(1) 聖蹟桜ヶ丘駅周辺の関戸・一ノ宮・連光寺等の地域における、保育所・学童クラブの待機児童の状況について、その現状、その要因等について、お答えください。

(2) 「認可保育園の新設」、「学童クラブの新設」はおこなわないというのが、所管の方針と受け止めています。あらためて、その理由等について、お答えください。

(3) 前項を受けて、市としての解決策の方向性について、お答えください。

### 3. 統一協会の「研修施設建設計画」白紙撤回の詰めの一手を

統一協会（世界平和統一家庭連合）については、文部科学省が求めた「解散命令」請求について、去る3月10日に東京高裁による「解散命令」判決が出され、事実上の解散手続きに移行しました。市内永山7丁目の統一協会所有地についても、裁判所から指定された清算人が、その処分について権限を持つことになりました。

これまで市長は、市民・市議会と共同して、統一協会による「研修施設建設計画」の白紙撤回を求め、統一協会への直接の働きかけ、また宗教法人の監督権者である文部科学省への働きかけによって、少なくとも「研修施設建設」はストップさせ、今日に至っています。

統一協会が事実上、宗教法人ではなくなり、また当該所有地の処分権限が清算人に移ったことにより、「研修施設建設計画」の白紙撤回を求める運動は新たなステージに入りました。最終的に白紙撤回をかちとり、そして当該土地を二度と反社会的な行動の根拠地にさせない、「多摩市都市計画マスタープラン」にある「にぎわいや雇用の創出の場を実現する産業・業務、商業

機能などの誘導につながる土地利用がなされること」が実現する、最後の詰めの一歩が必要な段階に入ってきました。

このことをふまえ、以下、市長の見解を質します。

(1)いま私たち多摩市民が取り組んでいる、統一協会の「研修施設建設計画」を白紙撤回させる運動は、まずは「白紙撤回」をかちとるということとともに、二度とこのような土地利用計画を立てさせない保障をかちとる運動でもあると思います。

私が初めてこの「白紙撤回」の問題を取り上げた2023年6月議会での一般質問で市長は、最後の答弁で「そもそも私自身も、それから、これまで答弁してきた都市整備部長、企画政策部長もそうですが、よもや多摩市でこういうことに関わり、答弁する立場になるなどとは思ってなかった」と答えています。

これからの多摩市の取り組みのなかで、街づくり条例の内容、その運用なども含めて、そういう保障をかちとっていく必要があると思います。そのことについて、当該土地が統一協会の所有地になった経過、及び当該土地が所有者である統一協会によって、「多摩市都市計画マスタープラン」に掲げる当該土地の土地利用の想定に反して、「研修施設建設計画」が立てられるに至ったことなども含めて、お答えください。

(2)統一協会の「研修施設建設計画」を最終的に白紙撤回させるうえで、市長としての意気込みについて、お答えください。

**資料要求欄**（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

①「質問1-(4)」に関わって、多摩市の「地域密着型交通運行事業費等補助金」等に相当する、近隣自治体によるコミュニティバス等の運行に係る経費額についての一覧表。

②「質問2-(1)」に関わって、2022年度～26年度の5年間の年度当初の保育所・学童クラブの待機児童状況（保育所については、旧カウントと新カウントそれぞれ）。